

平成 29 年 3 月

大東市議会

定例月議会議案

提出

平成 29 年 2 月 27 日

印刷物番号
28-75

もくじ

報告第 1 号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 2 号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	3
議案第 1 号	平成 28 年度大東市一般会計補正予算（第 6 次）について-----別冊	
議案第 2 号	平成 28 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次） について-----別冊	
議案第 3 号	平成 28 年度大東市都市開発資金特別会計補正予算（第 1 次） について-----別冊	
議案第 4 号	平成 28 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 3 次）に ついて-----別冊	
議案第 5 号	平成 28 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 3 次) について-----別冊	
議案第 6 号	平成 29 年度大東市一般会計予算について-----別冊	
議案第 7 号	平成 29 年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----別冊	
議案第 8 号	平成 29 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----別冊	
議案第 9 号	平成 29 年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----別冊	
議案第 10 号	平成 29 年度大東市介護保険特別会計予算について-----別冊	
議案第 11 号	平成 29 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算につ いて-----別冊	
議案第 12 号	平成 29 年度大東市水道事業会計予算について-----別冊	
議案第 13 号	平成 29 年度大東市下水道事業会計予算について-----別冊	
議案第 14 号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	4
議案第 15 号	大東市基金条例の一部を改正する条例について-----	5
議案第 16 号	大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例について-----	7
議案第 17 号	大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について-----	9
議案第 18 号	大東市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する 条例について-----	12
議案第 19 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する	

条例について-----	1 4
議案第20号 大東市市税条例等の一部を改正する条例について-----	2 1
議案第21号 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例について-----	3 0
議案第22号 大東市介護保険条例の一部を改正する条例について-----	3 2
議案第23号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について-----	3 4
議案第24号 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正 する条例について-----	3 6

報告第1号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月27日提出

大東市長 東坂 浩一

<専決処分そのI>

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成28年11月18日 |
| 2 和解の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 損害賠償の額 | 金84,000円（ただし、物件に係る損害賠償に限る。） |
| 4 和解の理由 | 平成28年9月1日大東市曙町4番6号の大東市立市民会館駐車場内において、本市自動車（教育政策室）が当該駐車場の東側に位置する出口に向かうため走行していたところ、左側から走行してきた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する物件に係る損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅡ>

- 1 専決処分の日 平成29年1月6日
[REDACTED]
[REDACTED]
- 2 和解の相手方
- 3 損害賠償の額 金342,179円
- 4 和解の理由 平成28年9月9日大東市氷野一丁目15番12号先の信号機のない交差点において、本市自動車（学校管理課）が東から進入したところ、北から進入してきた相手方自転車に接触し、相手方を負傷させたので、これに対する損害を賠償するため。

報告第2号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩一

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 平成28年10月31日 |
| 2 和解の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 損害賠償の額 | 金119,218円 |
| 4 和解の理由 | 平成27年10月21日相手方が自転車で市道諸福中垣内線を東から西へ走行中、大東大橋前（大東市灰塚一丁目5番地先）において、本線から側道へ移動するため、導流帯に進入したところ、欠損していた車線分離標の土台にタイヤをとられ転倒し、相手方を負傷および相手方自転車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第14号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 山下 隆義氏の任期が、平成29年6月30日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩一

住 所	[REDACTED]
氏 名	松 井 明 博
生年月日	[REDACTED]

議案第15号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

大東市長 東坂 浩一

由理

大東市産業振興基金の設置ならびに大東市公共施設整備基金の名称および目的を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

平成　年　月　日
条　例　第　　号

大東市基金条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表大東市魅力づくり基金の項の次に次のように加える。

大東市産業振興基金	産業の振興に要する資金を積み立てること。
-----------	----------------------

第1条第1項の表大東市公共施設整備基金の項中「大東市公共施設整備基金」を「大東市公共施設等整備保全基金」に、「公共施設の整備事業等」を「公共施設等の整備および保全事業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

由 理

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第20条の2中「または」を「もしくは」に改め、「情報提供者」の次に「または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第21条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第 17 号

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第3条第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員第2条第1号イ中「次条第3号」を「第3条第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、または出産したことにより、効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第5条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が、第7条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第13条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第5条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第13条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「を承認されている」を「または勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「の時間」の次に「または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第18号

大東市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

職員の配偶者同行休業の期間について、再度の延長ができる旨を規定するため。

大東市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、およびその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、第4条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級である職員（以下「医療職4級職員」という。）に対しては、支給しない。

第15条第1項中「がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項第1号中「場合」の次に「（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（医療職4級職員にあっては扶養親族である子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に改め、「死亡した日」の次に「、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」を、「扶養親族」の次に「（医療職4級職員にあっては、扶養親族で

ある子に限る。)」を加える。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大東市一般職の職員の給与に関する条例第15条の改正規定を次のように改める。

第15条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「場合」の次に「(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第3号および第4号を削り、同条第2項中「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号または第3号」に改め、「(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族で

ある子に限る。)で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族である配偶者、父母等および扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職4級職員が医療職4級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等および医療職4級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職4級職員以外のものが医療職4級職員となった場合
- (6) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等および医療職4級職員以外のものが8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

付則第3条の見出し中「平成31年」を「平成32年」に改め、同条第1項中「第15条第3項第3号および第4号」を「第14条第1項ただし書および第15条第3項第3号から第6号まで」に改め、「同条第1項中」の次に「扶養親族(医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。)がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨を含む。」と、「の次に「同項第1号中「場合(医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「を加え、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」を「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った場合を除く。)」に改め、

「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子また

は前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、「の次に「同条第2項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは、「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、「を加え、「第1号、第2号もしくは第5号」を「第1号、第2号もしくは第7号」に改め、「扶養手当の支給額の改定」の次に「と、同項第2号中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」を加え、同条第2項中「第15条第3項第3号および第4号」を「第14条第1項ただし書および第15条第3項第3号から第6号まで」に改め、「、同項第2号」と、「の次に「同条第1項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、および同項第2号中「場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員から医

療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、」を加え、「第1号、第2号または第5号」を「第1号、第2号または第7号」に改め、「「第1号」」の次に「と、同項第2号中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後的一般職給与条例第14条第1項ただし書ならびに第15条第3項第3号および第5号の規定は適用せず、第2条改正後的一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「8級職員等」とあるのは「8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、および同項第2号中「場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、

「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員等が8級職員等および医療職4級職員」とあるのは「8級以上職員等が8級以上職員等」と、同項第6号中「8級職員等および医療職4級職員」とあるのは「8級以上職員等」と、「が8級職員等」とあるのは「が8級以上職員等」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 20 号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）が施行され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号および第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項および第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する

者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 前号に掲げる軽自動車等に類するもので、市長の認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第

1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3, 600円
3輪のもの	年額	3, 900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6, 900円
自家用	年額	10, 800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3, 800円
自家用	年額	5, 000円」を
「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3, 600円
(イ) 3輪のもの	年額	3, 900円
(ウ) 4輪以上のもの		
(I) 乗用のもの		
営業用	年額	6, 900円
自家用	年額	10, 800円
(II) 貨物用のもの		
営業用	年額	3, 800円
自家用	年額	5, 000円」に改め、同号イ
中		
「農耕作業用のもの	年額	2, 400円
その他のもの	年額	5, 900円」を
「(ア) 農耕作業用のもの	年額	2, 400円
(イ) その他のもの	年額	5, 900円」に改める。

第83条（見出しを含む。）および第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「各号の1」を「各号のいずれか」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項および第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第15条の3の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。
付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(I)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(II)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項から第4項までを削る。

(大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条および新条例」を「大東市市税条例第82条および」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」

を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第82条第2号ア(ウ) (I)	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第82条第2号ア(ウ) (II)	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
付則第16条第1項	第82条	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3, 900円	3, 100円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ) (I) の項	第2号ア(ウ) (I)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) (I)
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ) (II) の項	第2号ア(ウ) (II)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) (II)
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(大東市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大東市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大東市市税条例付則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中大東市市税条例付則第16条の改正規定および付則第3条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第2条、第3条および第4条の規定ならびに次条および付則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の大東市市税条例（付則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の大東市市税条例付則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 21 号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 22 号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

由 理

平成 29 年度における所得の少ない第 1 号被保険者の介護保険料の軽減について、消費税率 10 パーセントへの引き上げが延期されたことに伴い、平成 27 年度および平成 28 年度と同様の措置を規定するため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成27年度および平成28年度」を「平成29年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大東市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の賦課限度額を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第23条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

大東市立歴史民俗資料館の開館時間を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正する条例（案）

平成　年　月　日
条　例　第　号

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の表大東市立歴史民俗資料館の項中「午前10時から午後8時まで」を「午前9時30分から午後7時30分まで」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。